

いじめ防止基本方針

策定の目的

いじめは、被害児童だけでなく加害児童の心身の健全な発達にも重大な影響を及ぼし、不登校や自殺、問題行動などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、家族をはじめ関係学級・学校の友達的心にも大きな傷と悲しみを負わせるものである。そこで、本校におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本方針を策定する。



創立 150 周年

2023.9.20 記念式典の予定

令和5年4月

安中市立原市小学校

1 いじめの定義

「いじめ」とは、本校児童に対して、一定の人間関係にある者が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、該当児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめに対する基本認識

○いじめは、どの学校でもどの学級でもどの児童にも起こり得るものであること。

○いじめは、ほんの些細なことから予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあること。

○いじめは、言葉や動作だけでなく、インターネットを通じて行われるものもあること。

○いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為であること。

○「いじめられている側にも問題がある」という認識や言動を示すことは、いじめている児童や周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童を容認することになること。

○いじめを受けている児童に対しては、生命・心身を保護することを第一に考え、いじめられている子を全力で守り抜くこと。

○いじめている児童に対しては、毅然とした態度で継続的に指導を行うこと。

○保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携に努めること。

3 いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。

4 学校及び学校の教職員と保護者の責務

○学校及び学校の教職員は、基本方針をふまえて本校児童の保護者、地域住民、児童相談所などの関係者との連携を図る。

○学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組む。

○在籍児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する。

○保護者は、その保護する子がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導やその他の必要な指導を行うよう努める。

○保護者は、その保護する子がいじめを受けた場合には、適切にその子がいじめから保護するものとする。

○保護者は、学校のいじめ防止等のための措置に協力するものとする。

5 いじめの防止

(1) 学級経営の推進

児童が自己有用感を高め、学級の一員としての自覚をもてる学級経営を推進する。

(2) 学習活動の充実

一人一人を大切にしたい楽しい授業・わかる授業を推進し、学習活動での達成感・成就感を味わわせる。

(3) 児童に対する認識指導

児童がいじめを「自分のこととして考え、絶対に許されない」という認識をもてるよう様々な活動を通して指導する。

(4) 教職員研修の充実

教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施や資質向上に必要な措置を計画的に行う。

(5) 学校体制の充実

日常観察や児童と向き合う時間を増やすようにし、学級担任・教科担任を中心として学校全体で常に危機感を持ち点検していく。

(6) 地域や関係機関との連携

地域や関係機関との情報交換を行い、日常的な連携を深める。

6 早期発見の取組

(1) 教職員の日常観察・情報共有の充実

(2) 生活アンケートの実施

(3) いじめ防止対策委員会や生徒指導委員会の定期開催

(4) 基本方針に即した対応

(5) 学校長以下全教職員の共通理解と関係する家庭や関係機関との連携

(6) 相談機関の周知

7 関係機関との連携

関係機関	連携を必要とする状況
安中市教育委員会 393-7076 (群馬県教育委員会)(西部教育事務所)	・いじめの報告 ・対応方針についての相談
県総合教育センター いじめ・生徒指導相談室 0120-889756	・指導方針や解決方法についての相談 ・児童や保護者への対応方法についての相談
西部児童相談所 322-2498 県警察本部少年育成センター 027-221-1616 安中警察署生活安全課 381-0110	・いじめによる暴行、傷害事件、恐喝等の刑事事件発生時の通報、相談
櫻井医院(学校医) 385-4897 半田医院(学校医) 385-6031 県こころの健康センター 027-263-1166	・被害児童の外傷についての対応 ・心的外傷についての対応
市保健福祉課福祉子ども係 382-1111(代) 市子ども課子ども育成係 家庭児童相談員	・被害児童、加害児童への福祉的・心理的側面からの支援の在り方についての相談

8 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

○「おぞのかみさま」の周知と啓発活動を継続して実施する。

○いじめを受けた児童又は保護者は、当該いじめに関わる情報の削除を求める。

○いじめを受けた児童又は保護者が発信者情報の開示を請求しようとするときは、必要時応じ、法務局の協力を求めることができる。

○保護者や教職員向けの研修・啓発事業を計画・実施する。

○児童一人一台のタブレットの使い方の約束を徹底する。

○児童が自宅や保護者等のネット環境を利用した SNS 発信について指導・啓発する。

9 いじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止対策委員会の設置

学校運営協議会委員(コミュニティースクール)が兼務する。

いじめ防止対策委員会の開催3回(4月・9月・2月)

(2) 校内生徒指導委員会の構成と役割

構 成 員	役 割
校 長 教 頭	<ul style="list-style-type: none"> ・学校基本方針の提示 ・いじめ対策委員会の開催 ・いじめに関する年間計画の実施状況を点検と指導・助言 ・学校だよりやホームページによる情報発信 ・関係機関との連絡・調整
教務主任	<ul style="list-style-type: none"> ・授業づくりの推進、学力向上に向けた授業改善 ・教育課程の質的な管理 ・児童の自己有用感を高めるための活動を推進
生徒指導主任	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめについて校内研修や職員会議での共通理解や研修企画 ・いじめ問題に関する情報収集と記録 ・いじめ防止対策年間計画の立案・調整（人権教育・特別活動担当）
教育相談主任	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーの活用計画の提案・調整 ・配慮児童への対応の提案
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・保健室における相談状況の報告及び健康相談活動の実施 ・該当児童の身体状況の把握（あざの有無やけがの確認など） ・保健室の活用についての提案
各学年代表 (学級担任)	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題に関する情報収集と記録 ・生活アンケートの実施・集約 ・いじめ対策年間計画に基づいた学級活動実施・指導
スクールカウンセラー	<ul style="list-style-type: none"> ・加害児童、被害児童、保護者への対応 ・学校の相談態勢への助言

10 いじめに対する対応

- (1) 学校の教職員や保護者など相談に応じる者は、いじめを受けたと思われる児童が在籍する学校への通報その他適切な対応をする。
- (2) 学校は、通報を受け在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、速やかに事実確認を行う。
- (3) 原市小学校は、いじめの事実に応じて以下の対応をする。

	報告	その後の対応
第1段階	生徒指導委員会へ文書報告し、記録。	日常観察を重点的にしていく
第2段階	市教委へ月例報告	以後3ヶ月経過観察 担任中心に様子を見ていく
第3段階	市教委へ月例報告	以後3ヶ月経過確認 保護者とも連絡し合う
第4段階	市教委へ即時報告	重大事案として対応

(4) 早期解消の組織的な対応

- いじめの情報の共有（発見者からの報告等）
- 対応方針の決定
 - ・情報の整理（いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の児童の行動）
 - ・緊急度の確認（自殺、不登校、脅迫、暴行等）
 - ・事情聴取や指導の際に留意する点
- 役割分担
 - ・被害者及び加害者からの事情聴取と支援担当
 - ・周囲の児童と全体への指導担当

- ・保護者への対応担当
- ・関係機関への対応

○事実の究明

- ・いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導とする。
- ・聴取は、①被害者→②周囲にいた児童→③加害者の順に行う。
- ・事情聴取はプライバシーへの配慮し、人目につかない場所や時間帯に行う。
- ・情報に相違がないか複数の教職員で確認しながら聴取を進める。
- ・情報提供者の秘密を厳守し、報復が起こらないよう細心の注意をはらう。

(5) いじめの被害者への対応

- いかなる理由があっても、被害者の味方になり守り抜くことを伝える。
- 担任を中心に、児童が話しやすい教職員が対応する。
- いじめを受けたつらさに共感しながら事実を聞いていく。
- 児童のよさを認め励まし、自己否定につながらないように配慮する。
- 加害者との今後の接し方について具体的に助言する。
- いつでも相談に乗ることを伝え、安心して学校生活を送ることができるようにする。
- スクールカウンセラーと連携し、児童の心のケアに努める。

(6) いじめの加害者への対応

- いじめを行った背景を理解しつつ、行為に対しては毅然とした態度で指導する。
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくべきなのか児童自身に考えさせる。
- 被害者の辛さに気づかせ、加害者の自覚をもたせる。
- いじめは絶対に許されない行為であることを理解させ、責任転嫁させない。
- 不平不満や本人が満たされない気持ちなどをじっくり聴くようにする。
- 授業や学級活動などで活躍する場面を意図的に設定し、よさを認めていくようにする。

(7) 観衆、傍観者への対応

- いじめは学級全体の問題として対応していく。
- いじめの様子を教師に教えることは、被害者を救うことであり、人権と命を守る大切な行動であることを理解させる。
- 被害者が観衆や傍観者の態度をどのように感じていたか考えさせる。
- いじめのない学級にするためにどうしていったらよいか話し合いをさせる。(再発防止)

(8) 保護者への対応

○被害児童の保護者

- ・事実が判明した時点で迅速に家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・経過を伝えるとともに、対応方針を具体的に示す。保護者から情報提供を受ける。
- ・「被害児童にも問題がある。」といった誤った発言をしない。
- ・いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行い、心のケアに努める。

○加害児童の保護者

- ・事情聴取後、児童を送り届けながら家庭を訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で児童に事実の確認をする。
- ・被害者の様子を伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ・事実を認めなかったり、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認や指導方針を提示することを伝え理解を求める。
- ・子育てについての批判はしない。

11 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- いじめにより被害児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた事案
 - ・児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害（金銭の強要や器物損壊等）を負った場合、精神性の疾患を発症した場合など。
- いじめにより児童が相当の期間学校を欠席した事案
 - ・年間30日を目安とするが、6日以上連続して欠席しているような場合は迅速に対応する。
- その他の事案
 - ・いじめの被害児童または保護者が、精神的被害が重大であると判断される場合。

(2) いじめ防止対策推進法に基づく調査

- 学校または教育委員会は、その事案が重大であると判断した時は、重大事態調査委員会等を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により、事実関係（要因、時期、行為者、態様、背景事情、人間関係、問題点、学校の対応状況等）を明確にするための調査を実施し、いじめを受けた児童及びその保護者に情報を提供するとともに、市長に報告する。学校が調査する場合は、いじめ防止対策委員会を主体とし、第三者の参加を求め、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- 市長は、必要があると認めるときは、学校や教育委員会の行った調査について再調査を実施することができる。

(3) 被害児童の保護

- 複数の教職員が間断なく見守る体制の構築
- スクールカウンセラーによる授業観察・保護者の心のケア
- ソーシャルスクールワーカーの活用
- いじめが原因で不登校になっている児童の適応指導教室への通級・別室登校の実施

(4) 加害児童への対応

- 被害児童が安心して学習できるようにするための、加害児童の別室登校の検討
- 警察への相談・通報（暴行や金銭の強要などの犯罪行為の場合）
- 懲戒（学校長による訓告）や出席停止の検討
- スクールカウンセラーによる授業観察・保護者の心のケア
- ソーシャルスクールワーカーの活用

(5) 教育委員会・関係機関との連携

- 教育委員会への報告と連携
 - ・市教委指導主事、県教委スクールカウンセラースーパーバイザーの派遣依頼
- 児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携
 - ・いじめの原因の一つとして家庭に虐待があると疑われる場合や、児童に精神疾患等が認められる場合
- 群馬県こころの健康センターとの連携（自殺事案発生の場合）
 - ・精神科医等からなる「こころの緊急支援チーム（CRP）」の派遣依頼

(6) 保護者・地域との連携

- いじめ対策緊急保護者会の開催
 - ・憶測や噂などの誤った情報で事態が混乱することを防止するため、教育委員会との連携の下、個人情報に十分配慮しながら事案の状況や学校の対応などについて説明する。
- PTA 本部役員との連携
 - ・役員が関係児童の保護者に対して働きかける方が有効な場合もあるので、必要に応じて情報提供を行い、協力を依頼する。

○民生委員・児童委員、地域人材との連携

・学校外での児童の様子にも间断なく目を配るため、地域での見守り、巡回を依頼する。

12 いじめ防止に関する年間計画

実施月	県・市の取組	本校の取組
4月	いじめ防止啓発ポスター配布 いじめ問題対策推進事業計画書配布 市いじめ防止缶バッジ配布（新入生）	◆年度始め職員会議【共通理解/指導引き継ぎ】 ○学級開きでの人間関係、学級のルールづくり ○1年生を迎える会 ○学習参観・学級懇談会での指導方針の説明 ◆いじめ防止対策委員会開催
5月	春の「いじめ防止強化月間」	○のぼり旗設置 5/1 ○いじめ防止宣言の活用
6月		○児童会によるいじめ防止活動
7月	夏の「いじめ防止強化月間」	○七夕集会——各学級の願い事を掲示 ○学校評価の実施
8月	市いじめ防止子ども会議準備会	
9月	秋の「いじめ防止強化月間」	○いじめ防止・ポスター応募呼びかけ ○児童会から全校児童への缶バッジの紹介・取組 ◆いじめ防止対策委員会開催
10月	安中地区いじめ防止フォーラム	○保護者個人面談の実施
11月	人権教育強調月間	○朝礼（学校長人権講話） ○いじめ防止標語・ポスターの提出
12月	冬の「いじめ防止強化月間」	○人権作文・標語・ポスター応募呼びかけ
1月	安中市いじめ防止 子ども会議	○人権作文・標語・ポスターの提出 ○人権作文の発表 ○児童会による会議に向けての準備 ○学校評価の実施
2月	ポスター・標語表彰	◆いじめ防止対策委員会開催 ○いじめ防止子ども会議の内容を全校児童に伝達
3月		○6年生を送る会

※毎月、児童生活アンケートの実施

15 関係法令等

- (1) いじめ防止対策推進法（平成25年6月28日公布、9月28日施行）
- (2) いじめの防止等のための基本的な方針（平成29年3月14日 文部科学省最終改定）
- (3) いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月）
- (4) 群馬県いじめ防止基本方針（平成29年12月再策定）
- (5) 安中市いじめ防止基本方針（平成28年10月策定）